**様式第41**（附則第3条関係）

特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）

年　　月　　日

殿

届出者

住　　所　　（電話　　）

氏　　名　　㊞

| | | |
|---|---|---|
| 設置者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 設置場所 | 電話 | |
| タンクの呼称又は番号 | | |
| 設置の許可及び許可年月日 | 年　月　日　第　　号 | |
| 休止確認年月日 | 年　月　日 | |
| 貯蔵最大数量 | | kℓ |
| 浮き屋根の構造 | □一枚板構造<br>□一枚板構造以外 | |
| | 告示第2条の2に定める空間高さ Hc | m |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| 休止措置の内容＊ | 危険物の除去 | |
| | 危険物の誤流入防止措置 | |
| | 休止表示板掲示場所の識別等 | |
| 危険物以外の物品の貯蔵又は取扱い＊ | | |
| 危険物の貯蔵又は取扱いの再開予定日 | | |
| その他の変更の内容＊ | | |
| 変更予定期日 | | |
| その他必要な事項＊ | | |
| ※受付欄 | 備考 | |
| | | |

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。

3　＊印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。

4　※印の欄は記入しないこと。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「平成二十九年三月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（危険物の規制に関する規則第六十二条の二第二項各号に規定するものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を市町村長等から受けた旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所であって、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあっては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期に関する経過措置）

**第二条**　危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号。以下「昭和五十二年政令」という。）の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所のうち、この省令の施行の際現にその構造及び設備が危険物の規制に関する政令第十一条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合しないもので、昭和五十二年政令附則第三項各号に掲げる基準に適合しないものについての、内部点検の実施及び内部点検に係る記録の保存については、なお従前の例による。ただし、市町村長等が定める期間の延長については、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第六十二条の五第三項及び第四項並びに第六十二条の八第一号の規定の定めるところによる。

（確認の手続等）

**第三条**　危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百四十七号。以下「平成二十一年改正政令」という。）による改正後の危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下「新二百十四号改正政令」という。）附則第七項及び平成二十一年改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号。以下「新平成十一年改正政令」という。）附則第二項の総務省令で定める危険物の貯蔵及び取扱いは、新規則第六十二条の二第二項各号に掲げるものとする。

2　新二百十四号改正政令附則第七項の規定又は新平成十一年改正政令附則第二項の規定による確認を受けようとする者は、別記様式第三十六の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。

3　市町村長等は、前項の申請があったときは、当該申請に係る旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に限り、新二百十四号改正政令附則第七項又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認をするものとする。

一　危険物（第一項の危険物の貯蔵及び取扱いに係るものを除く。次号において同じ。）を除去する措置が講じられていること。

二　誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

三　見やすい箇所に、幅〇・三メートル以上、長さ〇・六メートル以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること。